

令和六年六月七日提出
質問第一二七号

Jアラートの運用に関する質問主意書

提出者
宮本
徹

Ｊアラートの運用に関する質問主意書

北朝鮮が、弾道ミサイル技術を利用した人工衛星の打ち上げや弾道ミサイル発射訓練を繰り返している。

「弾道ミサイル」であれ「衛星」であれ、「弾道ミサイル技術を使った発射」は、累次の国際連合安全保障理事会決議で禁止されている。北朝鮮のこれらの行動は安保理決議に違反するものであり、断じて許されない。

政府は、こうした北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に対し、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）による避難呼びかけを行っている。この三年間では、二〇二二年に二回、二〇二三年に四回、二〇二四年はこれまで一回行われている。そのうち、二〇二三年五月三十一日以降の四回は、北朝鮮が人工衛星打ち上げと、事前に通告していたものである。

本年五月二十七日、北朝鮮が、二十二時四十三分頃に、北朝鮮トンチャリ地区から南方向に向けて人工衛星を打ち上げ、その数分後に空中爆発して失敗した。これに対して、Ｊアラートが二十二時四十六分に「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい」と発信された。Ｊアラートが解除されたのは空中爆発からかなり時間が経過した二十三時三

分であった。

この経過を踏まえて、以下、質問する。

一 Jアラートが発出されると、テレビなどは一斉にJアラートの伝達に切り替わり、公共交通も一時ストップする。Jアラートの発出は、国民生活に大きな影響を与えているとの認識があるか。

二 仮に北朝鮮から弾道ミサイル技術を使用した何らかの発射があった場合、日米韓でリアルタイムの情報が共有されているとの理解で良いか。

本年五月二十七日の北朝鮮の人工衛星打ち上げについて、防衛省・内閣官房の発表では「発射から数分後に、黄海上空で消失」とある。報道では、「韓国軍によると、十時四十六分の日本の警報発出とほぼ同時に、北朝鮮側の海上で多数の破片が探知されていた。同じころ、ロケットとみられる物体が空中でオレンジ色の炎とともに爆発する映像を日本のテレビ局が流した」とある。Jアラート発出とほぼ同じ頃に、日本政府は、北朝鮮の人工衛星の打ち上げ失敗を把握していたのではないのか。

三 本年五月二十七日のJアラートについて、黄海上空で消失を確認しながら、十数分にわたり避難の呼びかけを続け、解除が二十三時三分にまで遅れたのはなぜか。国民生活に迷惑をかけたことへの反省はある

か。

四 人工衛星の打ち上げか、ミサイルかは、事前通告の有無や打ち上げる方角などで区別できるようになっていると指摘されている。なぜ、人工衛星の場合も、Jアラートの送信内容を「ミサイル発射」としているのか。

五 北朝鮮の人工衛星打ち上げについては、Jアラートを発出して避難を呼びかける一方で、韓国が同じ方角に人工衛星を打ち上げた時には、Jアラートを発出していない。韓国の衛星打ち上げには、避難が必要ないとする根拠は何か。北朝鮮の人工衛星の打ち上げと、韓国の人工衛星打ち上げは、日本国民にとってのリスクが異なると認識しているのか。異なると認識している場合は、どのように異なるか示されたい。リスクが異ならないと認識している場合は、Jアラートの発出について、北朝鮮と韓国の人工衛星の打ち上げで異なる対応をとる根拠を示されたい。

六 北朝鮮が、時期、コース、落下域（日本から離れている）を事前に予告して行う人工衛星の打ち上げと、予告なしの弾道ミサイル発射は、日本国民にとってのリスクの大きさは同じと認識しているか。Jアラートの運用を根本的に見直すべきではないか。

七 一般的に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、日本に落下する可能性がある場合、自衛隊が弾道ミサイル防衛システムで迎撃するとされている。発射された弾道ミサイルは、自衛隊において、方角、角度、スピード等が把握される。弾道ミサイルを迎撃するか否かの自衛隊の判断と、弾道ミサイル情報の内閣官房への情報伝達は、どちらが早いのか、それとも同時点か。弾道ミサイル情報の内閣官房への情報伝達は、迎撃するか否かの判断がなされているという理解でよいか。

八 北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、Jアラートが発信されたケースにおいて、自衛隊は一度も迎撃していない。これを踏まえると、Jアラートが発信されたケースにおいて、日本政府は、Jアラートの発信の時点で、日本に落下する可能性がないことは当然に認識しているということか。

九 北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、太平洋に落下したケースにおいて、日本政府は「〇〇県上空を通過」という表現をとっている。「〇〇県上空」というのが、大気圏外の宇宙空間ではないのか。また、大気圏外について「〇〇県上空」という表現そのものが、適切でないのではないのか。

大気圏外の宇宙空間を飛行する弾道ミサイルが、仮に「〇〇県上空」を通過しているとして、「〇〇県」の住民には、どのようなリスクがあると考えているのか。

十二〇二二年十月五日付の東京新聞T O K Y O Webに、「八月に中国が台湾上空を通過する弾道ミサイルを発射した際、台湾国防部は主な飛行経路は大気圏外で地上の広い範囲に危険性はなかったなどとして警報を発令しなかった」との報道がある。記事中で識者は、「日本ではJアラートの対象地区が二転三転したりして不安を助長した。国は「ミサイルの最高高度は千キロに達し、大気圏外を通過。日本領土に危害を加える恐れはなく、ご安心ください」などと事実に基づく安心材料を国民に伝える努力をすることも必要ではないか。暴挙と言うことも重要だが、こういうときこそ冷静さを失ってはいけない」と指摘している。

報道にある台湾の例も参考にして、自衛隊が破壊措置をとらないと判断し、大気圏外を通過するものについて、Jアラートの運用を根本的に見直すべきではないか。

右質問する。